



島根県報

令和8年5月7日(木)

第716号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の定款変更の認可(2件)	(農 村 整 備 課)	2
知事管理漁獲可能量の変更	(水 産 課)	2

【公 告】

基本測量の終了	(技 術 管 理 課)	3
公共測量の実施	(")	3
公共測量の終了	(")	3

告 示

島根県告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市斐川土地改良区の定款変更を令和8年4月23日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市土地改良区の定款変更を令和8年4月23日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第306号

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量

令和8年3月27日 公表

令和8年4月23日 変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 島根県に配分された漁獲可能量

104.8トン

- 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	30.0トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	71.4トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	0.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 島根県に配分された漁獲可能量

44.8トン

- 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
--------	-----------

島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	41.4トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	2.0トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和8年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

2 作業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 作業地域

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、鹿足郡吉賀町、隠岐郡西ノ島町及び隠岐郡隠岐の島町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和8年4月21日から同年5月29日まで

3 作業地域

出雲市佐田町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月19日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年9月18日から令和8年3月19日まで

3 作業地域

隠岐郡隠岐の島町都万及び五箇地内